

## 水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する条例に基づく指定区域の変更について

水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する条例に基づく指定区域を変更しました。（告示：平成19年4月2日）

今後の取扱いについては、下記のとおりです。

### 記

本市においては、平成16年4月1日より条例を施行し、平成17年7月1日に改正したところです。

条例第3条第1項で指定する区域（いわゆる「エリア指定区域」）のうち、第2号による指定区域は、市街化区域といくつかの幹線道路とに囲まれる市街化区域から1キロメートル以内の区域であって、条例施行規則第2条各号で掲げられた区域（風致地区や農用地区等）を除くものですが、農用地区域は除外が可能であり、除外された土地は前記の要件を満足することから、指定区域への編入を行います。また、この指定区域への編入は、今後定期的に行う予定です。

なお、農用地区域から除外された土地の指定区域への編入は、農用地区域の除外の公告（農政課）と同時にされるのではなく、指定区域の変更の告示（建築指導課）により完了するので注意してください。

幹線道路：国道50号バイパス，幹線市道17号線（千波・田向井線），幹線市道16号線（東野・平須線），県道長岡水戸線，国道6号線

問合せ先 水戸市都市計画部建築指導課開発指導室

TEL (029) 224-1111 (内線505)